様式第５（第10条関係）

再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
届出者　住　所　（〒　）
（ふりがな）
氏　名　　印
（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条第５項の規定により、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象設備（注１）

設備ＩＤ	
設備名称	
設備の所在地	
発電出力（kW）	
運転開始の有無（注２）	□運転開始前　□運転開始後（運転開始日：　年　月　日）

担当経済産業局（注３）

認定設備情報及び発電事業者情報（注４）

			変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備　考
設備情報	設備名称			□変更あり □変更なし			
	設備の所在地（注５）			□変更あり □変更なし			□別途一覧表あり
設置者情報	発電事業者名（注６）			□変更あり □変更なし	（ふりがな）		
	代表者	役職		□変更あり □変更なし	（ふりがな）		
		氏名					
	住所		（〒　）	□変更あり □変更なし	（ふりがな） （〒　）		
その他（注７）				□変更あり □変更なし			

（注１）変更前の認定設備情報を記載すること。
（注２）運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を別途提出すること。
（注３）届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注５）実質的に同一事業場所での所在地名の変更に限る。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別途一覧表あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。なお、発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所に係る認定設備について廃止届出を提出し、新たな事業場所について改めて（新規の）認定を取得する必要がある。
（注６）発電事業者名を変更する場合は、変更前の発電事業者を届出者とすること。（変更前の発電事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の発電事業者を届出者とする場合は、変更前の発電事業者から発電事業者たる地位を承継した事実又は変更前の発電事業者の承諾を得たことを証明する書類（契約書の写し（原本提示要）、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）
（注７）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。